付表5　第11次鳥獣保護事業計画の許可基準表におけるアオサギに関する都道府県別記載内容

都道府県	許可権者	鳥獣名	方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	被害対象	備考
北海道									
青　森									
岩　手									
宮　城									
秋　田									
山　形	知事（総合支庁長）	サギ類	銃、網	原則として、市町村の被害発生区域内に限るものとするが、隣接市町村等広域的な区域で許可できるものとする。	原則として、被害等が生じている時期と一致させ、できる限り、短期間とする。	60日以内			鳥獣名は、サギ類、カワウとして指定
福　島	県知事	アオサギ	許可権者がその都度定める			許可権者がその都度定める	許可権者がその都度定める		
茨　城									
栃　木									
群　馬									
埼　玉									
千　葉									
東　京									
神奈川									
新　潟									
富　山									
石　川									
福　井									
山　梨									
長　野									
岐　阜									
静　岡									
愛　知									
三　重									
滋　賀	知事	アオサギ	一般的猟法	被害防止のために必要最小限の区域	被害時期	原則銃器の場合1か月、銃器以外の場合3か月以内	必要最小限度	水稲（苗の踏荒らし）、アユ、マス等	鳥獣名は、ダイサギ、コサギ、アオサギとして指定
京　都									
大　阪									
兵　庫									
奈　良									
和歌山	市町村長	アオサギ	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	アユ、アマゴ	鳥獣名は、カワウ、アオサギとして指定
鳥　取									
島　根									
岡　山									
広　島	市町長	サギ類	銃器、網		通年			養殖魚介類、稲、糞公害	鳥獣名は、サギ類（チュウサギを除く）として指定。原則コロニーの繁殖期の許可はしない
山　口	市町長	アオサギ	危険猟法及びかすみ網以外の猟法	被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする	原則として被等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期	30日以内	必要最小限		鳥獣名は、カワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、カモ類（狩猟鳥獣）、トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、カラス類（狩猟鳥獣）として指定
徳　島	県知事及び権限委譲を受けた市町村長	サギ類	銃器	市町村又は環境大臣が定める法人の管轄の範囲内	被害が発生した時期又は発生する恐れのある時期。ただし、鳥類にあっては、その種の繁殖期間を除く。	90日以内	20羽以内	魚類、稲	鳥獣名のサギ類は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限ると表記
香　川									
愛　媛									
高　知									
福　岡	市町村長	アオサギ	銃器、網（かすみ網を除く）、わな	被害発生地及びその周辺	必要かつ適切な時期	30日間を標準とする	必要な最小限の羽数	水稲、麦類、果樹類、野菜類、豆類、イモ類、飼料作物、ノリ、貝類、川魚、養魚、生活環境、生態系等	鳥獣名は、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、狩猟鳥として指定。
佐　賀	市町長	アオサギ	銃器、網	被害発生区域	必要かつ適正な時期	必要かつ適切な期間	必要最小限の数	水稲等	鳥獣名は、サギ類としてダイサギ、コサギ、アオサギを指定
長　崎									
熊　本	市町村長	サギ類	銃器	当該市町村内の必要な区域	通年	30日以内	15羽	海苔、養殖魚、居住環境	
大　分	市町村長	アオサギ	銃器、網、わな	市町村	通年	原則3ヶ月以内	必要最小限		鳥獣名は、上記以外の狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビとして指定
宮　崎									
鹿児島									
沖　縄									